

＜対日アンチ・ダンピング情報＞ (第160号 2006年9月度)

当センターが各国官報等により把握した2006年9月度の世界各国の日本製品に対するアンチ・ダンピング(AD)措置等に関する情報を下記の通り取りまとめましたので、ご送付申し上げます。

(お問合せ先：Tel03-3591-4550)

I 主なトピックス

1. 米国：「ボールベアリング」のAD措置継続決定

- ・商務省は9月15日、昨年6月に開始した「ボールベアリング(2000年7月11日AD措置継続開始)」に対する2回目のADサンセット見直し(措置失効に関する見直し)のフル・レビューの結果(ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り)に基づき、AD措置継続(9月15日から5年間)を公告した。

(尚、同時にサンセット見直しの対象であったフランス、ドイツ、イタリア、イギリスについてもAD措置継続となったが、シンガポールは“損害の継続又は再発のおそれなし”との見直し結果となり、措置期間満了日の2005年7月11日に遡ってAD措置失効となった。また同時にサンセット見直しの対象となった中国の「テーパード・ローラー・ベアリング」もAD措置継続となったが、フランスの「スフェリカル・プレイン・ベアリング」は“損害の継続又は再発のおそれなし”との見直し結果となり、措置期間満了日の2005年7月11日に遡ってAD措置失効となった。)

2. 米国：「油井管」のADサンセット見直しの商務省の見直し結果判明(速報)

- ・商務省は10月6日、今年6月に開始した「油井管(2001年7月25日AD措置継続開始)」の2回目のADサンセット見直しにおいて、価格面に関する略式レビューの結果、“ダンピングの継続又は再発のおそれ有り”と決定した。

尚、ITC(国際貿易委員会)も損害面に関するフル・レビューを行っているが、まだ結果は出ていない。

3. 米国：「クラッド鋼板」のAD措置へのサンセット見直しの10月開始を事前予告

- ・商務省は9月1日、「クラッド鋼板(2001年11月16日AD措置継続開始)」に対するAD措置に関して、2回目のサンセット見直しが10月に開始となることの事前予告を公告した。

4. 米国：「ポリクロロブレン・ラバー」「大径溶接ラインパイプ」のAD措置の一部撤廃

- ・ITC(国際貿易委員)は、米国国内産業側からの申請に基づく、AD措置内容に関する事情変更によるAD行政見直しにおいて、「ポリクロロブレン・ラバー」の一部の製品に対するAD措置の撤廃を9月29日付で、また「大径溶接ラインパイプ」の一部の製品に対しては9月15日付でAD措置撤廃意図の仮結果を公告した。

これはいずれもAD調査開始申請者である米国国内産業側からの一部製品に対するAD措置撤廃申請に基づく行政見直し、そしてその結果であり、めずらしいケースと言える。因みに、「ポリクロロブレン・ラバー」は、1973年12月からAD措置が開始となり、これまでに2回のサンセット見直しが行われ、2回ともAD措置継続となっており、米国において現在も措置有効中の対日AD案件の中では最も古い案件である。

5. 中国：「スパンデックス」のAD調査で“ダンピング及び損害有り”と最終決定(速報)

- ・商務部は10月13日、「スパンデックス」のAD調査(2005年4月13日調査開始)において、“ダンピング及び損害有り”との最終決定、並びにAD税賦課を決定した。

6. 韓国：「ポリビニル・アルコール」のAD措置失効予定

- ・「ポリビニル・アルコール」のAD措置(2003年12月3日から3年間の措置継続開始)は、今年12月3日で3年間の措置期間満了となるが、その措置失効に関する見直し(サンセット見直し)調査の要請が、韓国国内産業側からその要請期限(措置失効日の6ヶ月前)迄に無かったようであり、よって今年の12月3日に措置期間満了でAD措置失効となる見込みである。

7. インド：「アニリン」のAD措置継続決定

- ・大蔵省は6月9日、「アニリン」のAD措置(2000年10月6日AD税賦課開始)に対するAD措置失効に関する見直し(2005年4月6日見直し開始)において、AD措置を撤廃した場合は“ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り”との結果に基づき、2006年6月9日から5年間のAD措置の継続を公告していたことが判明した。
(日本同様にAD措置対象となっていた米国も同じくAD措置継続となった)

8. インド：「苛性ソーダ」のAD措置継続決定

- ・大蔵省は9月13日、「苛性ソーダ」のAD措置(2001年6月26日AD税賦課開始)に対するAD措置失効に関する見直し(2005年5月2日見直し開始)において、AD措置を撤廃した場合は“ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り”との結果に基づき、2006年9月13日から5年間のAD措置の継続を公告した。
(日本同様にAD措置対象となっていた米国、フランス、イラン、サウジアラビアも同じくAD措置継続となった)

9. ベネズエラ：「鋼管」のAD措置継続決定

- ・当局は8月7日、「鋼管」のAD措置(2000年7月13日AD税賦課開始)に対するAD措置失効に関する見直し(2005年6月20日見直し開始)の結果、AD措置の継続を決定した。

10. 米国：「表面処理鋼板」のADサンセット見直し関連情報

- ・「表面処理鋼板」等の鉄鋼製品の重要ユーザーである米国のGM等ビッグスリーを含む自動車メーカーは、この「表面処理鋼板」のサンセット見直しに関して、措置撤廃に向けて積極的に協力することとなった。具体的には、10月17日に開催されるITCの公聴会に、各社の代表者を派遣し、措置の不当性を強調して措置撤廃の必要性を訴える予定である。

本件に関しては、弊センターが毎週発行しています「Washington Monitor」の10月6日号にも当該情報が掲載されましたが、米国自動車メーカー6社の共同発表資料をご参考までに添付致します。

尚、この「表面処理鋼板」に対するITCの損害面に関するサンセット見直しの結果は、12月14日に予定されている6名のITC委員の投票によって下される予定となっている。

II 各国の官報等での、対日AD案件の9月度(一部それ以前も含む)の全情報

1. 米国 (Federal Register [FR] での掲載事項)

Vol. 71, No. 170 ~ No. 189 (2006.9.1. ~ 2006.9.29.)

- (1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し

(2) ADサンセット見直し：

①ボールベアリング <ケースNo. : A-588-804 Ball Bearings>

- ・商務省：ADサンセット見直し（2回目、2005年6月開始）の最終結果（ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り）に基づく、AD税賦課命令継続（2006年9月15日から5年間の措置継続）の公告

[FR p. 54469 (2006. 9. 15), Effective Date : 2006. 9. 15.]

②油井管 <ケースNo. : 731-TA-714 Oil Country Tubular Goods>

- ・ITC（国際貿易委員会）：ADサンセット見直し（2006年6月開始）フル・レビュー実施決定の公告

[FR p. 54520 (2006. 9. 15.), Effective Date : 2006. 9. 5.]

③油井管 <ケースNo. : 731-TA-714 Oil Country Tubular Goods>

- ・ITC：ADサンセット見直し（2006年6月開始）フル・レビューのスケジュール（公聴会2007年4月12日開催、等）の公告

[FR p. 57566 (2006. 9. 29.), Effective Date : 2006. 9. 22.]

④クラッド鋼板 <ケースNo. : A-588-838 Clad Steel Plate>

- ・商務省：ADサンセット見直し（2回目）開始の事前予告（2006年10月開始）の公告

[FR p. 52062 (2006. 9. 1.), Dated : 2006. 8. 23.]

(3) AD行政見直し等：

①ステンレス線材 <ケースNo. : A-588-843 Stainless Steel Wire Rod>

- ・商務省：AD行政見直し申請機会の公告（見直し対象期間=2005. 9. 1. ~2006. 8. 31.）

[FR p. 52061 (2006. 9. 1.), Dated : 2006. 8. 23.]

②油井管 <ケースNo. : A-588-835 Oil Country Tubular Goods>

- ・商務省：AD行政見直し開始の公告（見直し対象期間=2005. 8. 1. ~2006. 7. 31.）

[FR p. 57465 (2006. 9. 29.), Effective Date : 2006. 9. 29.]

③大径溶接ラインパイプ <ケースNo. : A-588-857 Welded Large Diameter Line Pipe>

- ・商務省：事情変更によるAD行政見直し仮結果、並びにAD税賦課命令一部撤回意図の公告

（このAD案件のAD調査開始申請者の米国国内産業である3社が、大径溶接ラインパイプの一部の製品へのAD措置の必要性が無い旨の申請をしてきたことによるもの）

[FR p. 54471 (2006. 9. 15), Effective Date : 2006. 9. 15.]

④ポリクロロプレン・ラバー <ケースNo. : A-588-046 Polychloroprene Rubber>

- ・商務省：事情変更によるAD行政見直し最終結果、並びにAD税賦課命令一部撤回の公告

（このAD案件の唯一のAD調査開始申請者の米国国内産業であるDupon Performance Elastomers L.L.C社が、ポリクロロプレン・ラバーの一部の製品へのAD措置の必要性が無い旨の申請をしてきたことによるもの）

[FR p. 57470 (2006. 9. 29), Effective Date : 2006. 9. 29.]

⑤フッ素樹脂 <ケースNo. : A-588-707 Granular Polytetrafluoroethylene Resin>

- ・商務省：AD行政見直しの最終結果期限延長（2006年10月23日までに）の公告（見直し対象期間=2004. 8. 1. ~2005. 7. 31.）

[FR p. 52525 (2006. 9. 6.), Effective Date : 2006. 9. 6.]

⑥油井管 <ケースNo.: A-588-835 Oil Country Tublar Goods>

- ・商務省： AD行政見直し取消しの公告（見直し対象期間=2004. 8. 1. ~2005. 7. 31.）
[FR p. 55166 (2006. 9. 21.), Effective Date : 2006. 9. 21.]

2. EU（ Official Journal [OJ] での掲載事項）

OJ Vol. 49 No. L 238 ~ L 271 (2006. 9. 1. ~ 2006. 9. 30.)
OJ Vol. 49 No. C 210 ~ C 237 (2006. 9. 1. ~ 2006. 9. 30)

- (1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し
- (2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

3. カナダ（ Canada Gazette [CG] での掲載事項）

Vol. 140, No. 35~No. 39 (2006. 9. 2. ~ 2006. 9. 30.)

- (1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し
- (2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

4. オーストラリア（ Australian Customs Dumping Notices [ACDN] での掲載事項）

No. 2006/38~2006/41 (2006. 9. 1. ~ 2006. 9. 30.)

- (1) ADオリジナル調査： 官報への対日案件掲載無し
- (2) AD見直し等： 官報への対日案件掲載無し

5. インド

・アニリン：

大蔵省は6月9日、措置失効に関する見直し（2005年4月開始）の最終結果（ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り）に基づく、AD措置の継続（2006年6月9日から5年間）を公告

[Notification No. 58/2006 - Customs]

・苛性ソーダ：

大蔵省は9月13日、措置失効に関する見直し（2005年5月開始）の最終結果（ダンピング及び損害の継続又は再発のおそれ有り）に基づく、AD措置の継続（2006年9月13日から5年間）を公告

[Notification No. 98/2006 - Customs]

6. ベネズエラ

・鋼管：

当局は8月7日、措置失効に関する見直し（2005年6月開始）の最終結果に基づき、AD措置の継続を決定

以上